

## 反社会的勢力排除に関する同意条項

(2023年1月4日現在)

株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行する MoneyT Global（以下「本カード」といいます。）の申込者、会員及び代理人（以下総称して「申込者及び会員等」といいます。）は、本同意条項に同意のうえ、本カードの発行をお申込み及び本カードを利用します。本同意条項は、「MoneyT Global 会員規約」の一部を構成するものとします。（以下あわせて「本規約」といいます。）

- (1) 申込者及び会員等は、申込者及び会員等が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等
  - ⑥ 社会運動等標榜ゴロ
  - ⑦ 特殊知能暴力集団等
  - ⑧ 前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗じ、または、前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者）
  - ⑨ その他前各号に準ずる者
- (2) 申込者及び会員等は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - ① 暴力的要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 申込者及び会員等が(1)または(2)に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は申込者及び会員等に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者及び会員等はこれに応じるものとします。
- (4) 当社は、申込者及び会員等が(1)もしくは(2)規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本カード入会申込者による本カードの入会申込みを拒絶、または本規約に基づく本カードの利用を一時的に停止することができるものとし、なお、本カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードを利用することができない

ものとしします。

- (5) 申込者及び会員等が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員との本カード契約を解除できるものとしします。なお、契約の解除時において会員の当社に対する未払債務がある場合には、会員は、当然に期限の利益を失うとともに本カード会員資格を喪失し、当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとしします。
- (6) (5)の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、申込者及び会員等は、これを賠償する責任を負うものとしします。また、(5)の規定の適用により申込者及び会員等に損害等が生じた場合であっても、申込者及び会員等は、当該損害等についての賠償を当社に請求しないものとしします。
- (7) (5)の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、会員が当社に対する未払債務を完済するまでは、本規約の関連条項が適用されるものとしします。